

特定個人情報の取扱いに関する覚書

委託者 _____ (以下「甲」と称する) と

受託者 伊関社会保険労務士事務所 _____ (以下「乙」と称する) は、

特定個人情報の取扱いに関して以下の通り覚書を締結する。

(特定個人情報の利用目的)

第1条 乙は、甲の委託に基づき、次の利用目的のため、甲から、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供を受け、個人番号関係事務を取り扱い及び本件業務を遂行するものとする。

(利用目的)

- ①雇用保険届出事務※
 - ②健康保険・厚生年金保険届出事務※
 - ③労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ④給与計算事務等（源泉徴収票及び扶養控除等（異動）申告書を含む）
- 上記①～④に付随して行う事務（特定個人情報取扱事務を含む）
- ※①②の事務には、適用、給付及び助成金を含む。

(特定個人情報の利用制限)

第2条 乙は、甲から提供を受けた特定個人情報を、委託を受けた範囲でのみ使用するものとし、本契約で定めた利用目的以外には利用せず、第三者に提供しないことを約する。

(特定個人情報の安全管理措置等)

- 第3条 甲から乙に開示された特定個人情報については安全管理措置を講じたうえで適切に取り扱うものとする。
- 2. 乙は、特定個人情報の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は適切な安全管理措置を講じる。
 - 3. 乙は、自身の従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。
 - 4. 乙は、自身の従業者に特定個人情報の適正な取り扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。
 - 5. 乙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん又は漏えい等の事故が発生した場合には、甲に直ちに通知するとともに、損害を最小限にとどめる措置をとるものとする。
 - 6. 乙は、前項の事故の後、甲と協議のうえ速やかに再発防止策を講じるものとする。
 - 7. 乙は、本契約が終了した場合は、特定個人情報及び当該複製物を甲に返還する、又は完全に消去するものとする。

(個人情報及び特定個人情報の保護)

第4条 乙が業務の遂行に際して甲及びその関係者の個人情報及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、乙は特定個人情報等を機密として保持し、第三者に開示・遺漏し、及び委託業務以外の目的で利用してはならない。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の安全管理措置を講ずる。

- (1) 乙は甲及びその関係者の個人情報を入手する時は、甲指定の担当者を通じて行うものとし、適正な入手に努める。

- (2) 第1条（特定個人情報の利用目的）に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報等は取り扱わない。
- (3) 乙は甲及びその関係者の特定個人情報等の取扱いについて、第三者に漏らさないよう事務所内管理責任者を定め、管理の徹底に努める。
- (4) 乙が保有する特定個人情報等について、本人から当該本人が識別される特定個人情報等の開示を求められたときは、本人に対し、甲に開示請求すべきことを回答し、甲から乙に開示を求めた場合は、甲に対し開示するものとする。
- (5) 個人情報保護法第22条に定めるとおり、甲は乙に対して必要かつ適切な監督を行う事がある。

（再委託）

第5条 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

2. 乙は、前項に基づき、本契約に定める業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、本契約上で自己が追う義務と同等の義務を再委託先である第三者（以下「再委託先」という。）に負わせるものとし、乙自身も再委託先の行為につき連帯して責任を負うものとする。

（契約履行状況の監督）

第6条 甲は、乙に対し、本契約の順守状況につき随時報告を求めることができる。

2. 本契約の履行を確保するため、甲は乙が取るべき措置を乙に対して指導又は支持することができる。
3. 甲は、前二項の目的の達成のため、自身の従業員の立会いの下に乙の関係施設及び作業室等に立ち入ることができる。また、再委託先がある場合は、当該再委託先についても同様の取扱いとする。

（協議解決）

第7条 本覚書に規定のない事項並びに契約内容変更及び解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによる他、その都度、甲乙協議して解決するものとする。

上記覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

受託者（甲） 住所
会社名

Ⓜ

受託者（乙） 住所 東京都港区北青山1-4-1 ランジェ青山311
会社名 伊関社会保険労務士事務所
代表 伊関 淳

Ⓜ